

大分県立看護科学大学ティーチング・アシスタント実施規程

平成18年 4月 1日
規程第 64 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）においてティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を任用する場合において、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 TAは、本学大学院の優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当での支給により、学生の処遇の改善に資するとともに、将来、教育・研究の指導者となるためのトレーニングの機会の提供や教育におけるきめ細かい指導の実現等、大学教育の充実を図ることを目的とする。

(職務内容)

第3条 TAは、学部学生に対する実習、実験及び演習等に係る教育補助業務を行うものとする。

(計画書の提出)

第4条 TAとして教育補助業務を行わせようという授業担当教員は、業務の内容等についてティーチング・アシスタント実施計画書（第1号様式）を研究科長に提出しなければならない。

(選考)

第5条 研究科長は、前条の規定により計画書が提出された場合は、研究科教育研究委員会の審査を経て、速やかに決定しなければならない。

ただし、業務実施までに期間がなく研究科教育研究委員会の審査に付す事が出来ない場合は、事後報告とすることができる。

(任期及び勤務時間)

第6条 TAの任期は、学長が定める。

2 TAの勤務時間は、月40時間以内とする。

(報告書の提出)

第7条 授業担当教員は、毎月実績報告書（第2号様式）を作成し、翌月10日までに学長に提出しなければならない。

(手当)

第8条 TAには、予算の範囲内で手当を支給する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、TAに関し必要な事項は研究科研究委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

ティーチング・アシスタント実施計画書

令和 年 月 日

大分県立看護科学大学長 殿

氏名

下記のとおり希望します。

記

項目	内 容
1 授業科目名	
2 授業担当教員名	
3 TA予定者	
4 所属課程	課程 年
5 TA予定日	令和 年 月 日～令和 年 月 日
6 TA予定時間	
7 職務内容	
8 その他	

同意書

私は、上記計画書のとおり、TA予定者になることに同意します。

令和 年 月 日

氏名

